同　　意　　書

**資格取得について**

１．任意継続被保険者制度を十分理解のうえ、資格取得届を提出すること

**ゆうちょ銀行の「通常貯金口座」開設のこと**

１．保険料自動払込（自動引落）を行うため、最寄りの郵便局にて「通常貯金口座」を開設すること

２．開設後、速やかに健康保険組合あて「自動払込利用申込書」を提出すること

**保険料の納付について**

１．資格取得届申請後の初めて納付すべき保険料を健康保険組合指定の納付期限までに必ず納付すること

２．指定した納付月以降（通常は申請から2か月目または3か月目以降）の「保険料及び引落手数料（33円）」は、通常預金口座から自動引落されること。

３．前記「保険料+引落手数料」を毎月6日までに通常預金口座に入金しておくこと

**資格取消について**

**１．第1回目（任意継続の資格取得月）の保険料を納付期限までに納付しなかった場合、任意継続被保険者の資格が取消となること（法第37条）**

**２．交付済の「被保険者証」を直ちに健康保険組合へ返還すること**

**資格喪失について**

**１．当該口座残高が不足していることにより保険料の自動引落ができなかった場合、健康保険組合から都度連絡を受けることなく、自動的に資格喪失となること**

**２．資格喪失後、5日以内に「被保険者証」を健康保険組合へ返還すること**

**不当利得返還請求について**

**１．資格取消及び資格喪失後に保険証を使用（受診）した場合、医療費の保険負担分を健康保険組合へ全額返納すること（法第58条）**

＜抜粋＞　健康保険法第58条

偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者がある時は、保険者（健康保険組合）はその者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる

上記のことについて確認し、承知した上で2年間任意継続被保険者制度に加入します。

令和　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（被保険者自ら署名の場合は押印不要）

ＭＢＫ連合健康保険組合　　理事長　殿